

協力隊員

3大都市圏等をはじめとする都市地域から本市に住民票を異動させることができる者で、市の委嘱を受け、甲府市内に主たる事務所を有し、活動している法人又は団体（以下「支援機関」）の指導のもと、隊員活動等を通じて、本市での定住及び就業を図ろうとする20歳以上50歳未満の者。ただし、委嘱を受ける前に定住若しくは定着している者又は本市に住民票の異動が行われている者は含まない。

3大都市圏等

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市。

ただし、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法等に規定する対象地域又は指定地域を除く。

隊員活動等

地域活性化活動（農林業への従事・支援、特産品・観光等の地域資源の発掘・振興、地場産品の販売支援、中心市街地の振興、移住・定住促進の支援等）、地域行事活動（農道及び水路の清掃等の共同作業、花植え等の地域美化活動及び地域イベント等の準備作業を伴う地域行事への参加等）であり、両活動は必須。

協力隊員の義務、活動時間、活動日数及び休暇等

- 1 協力隊員は市の委嘱を受け、隊員活動等の対価として報償費の支給を受ける。ただし、協力隊員と市及び支援機関との雇用契約は存在しない。
- 2 協力隊員は、市及び支援機関の指示及び指導に従わなければならない。
- 3 協力隊員の隊員活動等の活動時間及び期間は、1日当たり8時間及び1箇月当たり20日間。
- 4 前項の規定にかかわらず、支援機関は、事業計画等によりあらかじめ協力隊員に明らかにしている場合に限り、協力隊員の活動時間及び期間を調整できる。
- 5 協力隊員は、隊員活動等に支障のない範囲において就業活動等ができる。
- 6 協力隊員は、居住している地域で開催される作業及び行事に特別の事情がある場合を除き参加する。
- 7 協力隊員は、隊員活動等の状況について、甲府市地域おこし協力隊活動状況報告書（以下「報告書」）及び甲府市地域おこし協力隊員業務日誌（以下「業務日誌」）を毎月作成し、市に提出する。
- 8 協力隊員は、業務日誌の別紙の作成に際して、隊員活動等を行った日毎に、活動時間及び活動内容を記入し、支援機関の責任者（支援機関の施設で活動した場合は支援機関の責任者、地域住民が主催する行事に参加した場合は当該行事の責任者）の確認を受ける。
- 9 協力隊員は、報告書及び業務日誌を、隊員活動等を行った日の属する月の翌日の5日までに、市に提出する。ただし、3月においては、業務実施年度の3月31日に提出する。
- 10 協力隊員の休業日は、支援機関の例による。
- 11 協力隊員は、別表2に掲げる「休暇の原因」の欄の区分に応じ、それぞれ「承認を与える期間」の欄に定める期間にあっては、報償費を受け、隊員活動等を行わないことができる。ただし、協力隊員は支援機関に対して、原則として「休暇の前日までに申し出るものとする。

協力隊員の報償費

報償費の支給を受けるため、報告書及び業務日誌を市に提出。

報償費は、月額208,000円。隊員活動等の日数が20日に満たないときは、1日当たり10,400円の日割り計算。

協力隊員の任期終了後の起業支援

任期終了の日から1年以内に甲府市における活動地で起業する場合、起業に要する経費について、1人当たり100万円を上限とし支援。

協力隊員の委嘱期間

1年以上3年以内。